関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

検査料の点数の取扱いについて

標記について、別添のとおり地方厚生(支)局医療課長、都道府県民生主管部(局)国 民健康保険主管課(部)長及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管 課(部)長あて通知しましたのでお知らせいたします。

保医発 0 5 3 1 第 4 号 令和 4 年 5 月 3 1 日

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和4年3月4日付け保医発0304第1号)を下記のとおり改正し、令和4年6月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 0 4 2 (2) ア中「肺癌における E G F R 遺伝子検査、R O S 1 融合遺伝子検査、A L K 融合遺伝子検査、B R A F 遺伝子検査(次世代シーケンシングを除く。)、M E T e x 14 遺伝子検査(次世代シーケンシングを除く。)」を「肺癌における E G F R 遺伝子検査、R O S 1 融合遺伝子検査、A L K 融合遺伝子検査、B R A F 遺伝子検査(次世代シーケンシングを除く。)、M E T e x 14 遺伝子検査(次世代シーケンシングを除く。)、K R A S 遺伝子変異(G 12 C)検査」に改める。
- 2 別添1第2章第3部第1節第1款D012に次を加える。
  - (55) 黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白 2 (PBP 2 ) 検出 ア 黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白 2 (PBP 2 ) 検出は、イムノクロマト 法により、血液培養により黄色ブドウ球菌が検出された患者を対象として測定した 場合又は免疫不全状態であって、MRSA感染症が強く疑われる患者を対象として

測定した場合のみ、本区分の「53」結核菌群抗原定性の所定点数を準用して算定する。

- イ 黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白 2'(PBP 2')検出は、区分番号「D 0 2 3」微生物核酸同定・定量検査の「16」ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出が 実施できない場合に限り算定する。
- ウ 本検査を実施した場合、区分番号「D026」検体検査判断料については、「7」 微生物学的検査判断料を算定する。
- 3 別添1第2章第3部第1節第1款D023に次を加える。
  - (31) 腟トリコモナス核酸及びマイコプラズマ・ジェニタリウム同時核酸検出は、リアルタイムPCR法により、腟トリコモナス感染症を疑う患者であって、鏡検が陰性又は実施できないもの若しくはマイコプラズマ・ジェニタリウム感染症を疑う患者に対して治療法選択のために実施した場合及び腟トリコモナス感染症又はマイコプラズマ・ジェニタリウム感染症の患者に対して治療効果判定のために実施した場合に、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数を準用して算定する。
  - (32) 百日咳菌・パラ百日咳菌核酸同時検出は、関連学会が定めるガイドラインの百日咳 診断基準における臨床判断例の定義を満たす患者に対して、PCR法により測定した 場合に、本区分の「12」百日咳菌核酸検出、肺炎クラミジア核酸検出の所定点数を準 用して算定する。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日付け保医発0304第1号) 改正後 行 別添1 別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第1章 (略) 第2章 特揭診療料 第2章 特揭診療料 第1部・第2部 (略) 第1部・第2部 (略) 第3部 検査 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 第1款 検体検査実施料  $D000 \sim D004$  (略)  $D000 \sim D004$  (略) D O O 4 - 2 悪性腫瘍組織検査 D004-2 悪性腫瘍組織検査 (1) (略) (1) (略) (2) 「1」の「イ」の「(1)」医薬品の適応判定の補助 (2) 「1」の「イ」の「(1)」医薬品の適応判定の補助 等に用いるものとは、次に掲げる遺伝子検査のこと 等に用いるものとは、次に掲げる遺伝子検査のこと をいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を をいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を 判定するための補助等に用いるものとして薬事承認 判定するための補助等に用いるものとして薬事承認 又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器 又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器 を用いて、リアルタイムPCR法、PCR-rSS を用いて、リアルタイムPCR法、PCR-rSS

> ア 肺癌におけるEGFR遺伝子検査、ROS1融 合遺伝子検査、ALK融合遺伝子検査、BRAF 遺伝子検査(次世代シーケンシングを除く。)、 METex14遺伝子検査(次世代シーケンシング

> O法、マルチプレックスPCRフラグメント解析法

又は次世代シーケンシングにより行う場合に算定で

きる。

- O法、マルチプレックスPCRフラグメント解析法 又は次世代シーケンシングにより行う場合に算定で きる。
  - ア 肺癌におけるEGFR遺伝子検査、ROS1融 合遺伝子検査、ALK融合遺伝子検査、BRAF 遺伝子検査(次世代シーケンシングを除く。)、 METex14遺伝子検査(次世代シーケンシング

を除く。)、KRAS遺伝子変異(G12C)検査

イ~オ (略)

(3)~(15) (略)

D005~D011 (略)

D 0 1 2 感染症免疫学的検査

(1)~(54) (略)

- (55)黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白 2 '(PBP 2') 検出
  - ア 黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2'(PBP 2')検出は、イムノクロマト法により、血液培養により黄色ブドウ球菌が検出された患者を対象として測定した場合又は免疫不全状態であって、MRSA感染症が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ、本区分の「53」結核菌群抗原定性の所定点数を準用して算定する。
  - イ 黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2'(PBP 2')検出は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「16」ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出が実施できない場合に限り算定する。
  - ウ 本検査を実施した場合、区分番号「D026」 検体検査判断料については、「7」微生物学的検査 判断料を算定する。

D013~D022 (略)

D023 微生物核酸同定・定量検査

(1)~(30) (略)

(31) 腟トリコモナス核酸及びマイコプラズマ・ジェニタリウム同時核酸検出は、リアルタイムPCR法により、腟トリコモナス感染症を疑う患者であって、 鏡検が陰性又は実施できないもの若しくはマイコプラズマ・ジェニタリウム感染症を疑う患者に対して を除く。)

イ~オ (略)

(3)~(15) (略)

D005~D011 (略)

D 0 1 2 感染症免疫学的検査

(1)~(54) (略)

(新設)

D013~D022 (略) D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)~(30) (略) (新設) 治療法選択のために実施した場合及び腟トリコモナ ス感染症又はマイコプラズマ・ジェニタリウム感染 症の患者に対して治療効果判定のために実施した場 合に、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数を 準用して算定する。

(32) 百日咳菌・パラ百日咳菌核酸同時検出は、関連学会が定めるガイドラインの百日咳診断基準における 臨床判断例の定義を満たす患者に対して、PCR法により測定した場合に、本区分の「12」百日咳菌核酸検出、肺炎クラミジア核酸検出の所定点数を準用して算定する。